

- (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

9 意見書の提出方法及び提出先

- (1) 提出方法
持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
- (2) 提出先
縦覧場所と同じ